入札説明書

令和7年10月15日さいたま市告示第○○号により公告した入札等については、関係 法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

屋外広告物調查 • 案内板貼替等業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により、競争入 札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出して ください。入札参加資格の確認のための必要書類については、事前に連絡の上、別途、 提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持 参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加資格等確認申請書(原則、電子入札システムにより提出)

- イ 入札参加資格の確認のための必要書類(事前に2(4)の提出先に連絡の上、持参、 郵送又は電子メールにて提出)
 - (ア) 契約書の写し
 - (イ) 履行を証明する書類の写し

(3) 申請書提出期間

告示の日から令和7年10月29日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は提出期間最終日必着。)

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市経済局商工観光部観光国際課(観光振興係)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1365 (直通)

FAX 048-829-1944

電子メール kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp

(※電子メールでの提出をご希望の場合は、本アドレスに事前にご連絡ください。)

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

- (2) 電子入札システム以外の提出先
 - 2 (4) に同じ
- (3) 電子メールの際のタイトル

ア 競争入札参加資格、入札説明書に関する質問は「屋外広告物調査・案内板貼 替等業務」としてください。

イ 仕様書等に関する質問は「屋外広告物調査・案内板貼替等業務(仕様書)」と してください。

(4) 受付期間

告示日から令和7年10月22日(水) 午後4時まで

(5) 質問に対する回答

令和7年10月27日(月)までに、電子入札システムへ掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付期限 令和7年11月11日 (火) 午前9時まで
- (2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関
- (3) その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、 見積もった金額の100分の5以上を納付した上で、納付書兼領収書の写 し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を、納付期限までに 下記提出先に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。郵送の場合 は納付期限日必着です。なお、紙による入札の場合は、入札書と同封してく ださい。

<提出先>

さいたま市経済局商工観光部経済政策課(総務係)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1363 (直通)

FAX 048-829-1944

電子メール keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

5 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 入札保証金の免除要件

競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したと き。

(2) 免除申請の方法

入札保証金免除申請書に次の資料を添付し、持参、郵送又は電子メール(電子メールの場合は事前にご連絡ください)にて提出してください。

ア (1)のアに該当する場合 令和5年4月1日以降に契約し、履行が完了した 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証 明する書類の写し(2件分)

イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

(3) 提出先

2 (4) に同じ

(4)申請書提出期限

令和7年10月29日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は提出期限日必着)

6 確認結果の通知

(1) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書を交付する。また、入札保証金の要否をあわせて通知する。

(2) 確認審査後の入札参加資格の取扱い

確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札日において、入札参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合には、入札参加資格がない者として入札への参加を認めない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

- (4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。
- (5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

8 その他必要な事項

(1)入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に4(3)に記載の<提出先>に連絡の上、「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と 朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和7年11月18日(火)

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更 (再取得) が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

9 その他

- (1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。